

報道機関 各位

令和3年6月1日(火) 発信
秘書課

市長給与の減額に関する市長コメント(令和3年第2回定例会提案内容)

本市元副市長及び職員等が官製談合防止法違反により、逮捕、起訴されたことに関し、管理監督責任として市長の給料を減額するための条例を令和3年第2回定例会(6月11日開会予定)に提案しますので、概要及び市長コメントをお知らせいたします。

記

1 提案する議案の概要

市長は今回の不祥事を重く受け止め、給料を以下のとおり減額するため、「龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例」を提案します。

【内容】

給料の減額:月額 834,000 円(現行)から 583,000 円に減額(30%の減額)

対象期間:令和3年7月1日から令和4年1月17日まで

2 市長コメント

官製談合防止法違反により、本市元副市長及び職員等が、逮捕、起訴されたことについて、管理監督責任を果たすことができず、市民の皆さまの信頼を裏切ってしまいました。

私自身、責任を痛感しており、市民の皆さまに、改めて深くお詫び申し上げます。

令和3年6月1日

龍ヶ崎市長 中山一生

本件に関する問い合わせ先

龍ヶ崎市 市長公室 秘書課 服部、小崎(はっとり、こぎき)

TEL:0297-64-1111(内線330・332)